

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社

(コード番号:9308 東証第一部)

代表者名 代表取締役社長 乾 康之 問合せ先 コーポレートマネジメント部長

加藤 貴子

(TEL. 03-5548-8613)

株主による株主総会招集許可の申立てに関するお知らせ

当社は、本日、当社株主(以下「本株主」といいます。)が東京地方裁判所に対して株主総会招集許可の申立て(以下「本申立て」といいます。)を行った旨の申立書(以下「本申立書」といいます。)を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

本申立てがなされた裁判所および年月日本申立てがなされた裁判所東京地方裁判所本申立てがなされた年月日 2019年10月11日

2. 本株主の概要

名 称 アルファレオホールディングス合同会社

本店所在地 東京都千代田区永田町二丁目 11番1号 山王パークタワー

代表者の役職・氏名 代表社員 株式会社マキス 職務執行者 渡邊 章行

3. 本申立てに至った経緯

本申立書によりますと、本株主は、2019年9月6日付の株主総会招集請求書において、2019年6月21日開催の当社第99回定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決の上で導入された「当社株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)の廃止を株主総会の目的事項に含む臨時株主総会の招集を請求したにもかかわらず、2019年10月7日付「臨時株主総会の開催日時および場所、付議議案、株主提案に対する当社取締役会の意見ならびに総会検査役選任の申立てに関するお知らせ」において当社が公表したとおり、当社が2019年11月4日開催予定の臨時株主総会の目的事項として本プランの廃止を取り上げないことから、本プランの廃止を目的事項とする株主総会の招集許可を求めるべく本申立てを行ったとのことです。

4. 本申立ての内容

本申立書によりますと、本申立ての趣旨は以下のとおりです。

『「申立人が、乾汽船株式会社(本店 東京都中央区勝どき一丁目 13 番 6 号)の下記の決議を目的とする株主総会を申立人において招集することを許可する。」との裁判を求める。

記

乾汽船株式会社の令和元年6月21日開催の定時株主総会で導入が決議された「乾汽船株式会社の株式の大規模買付行為等への対応策(買収防衛策)」の廃止』

5. 今後の対応

本申立てにつきましては、本申立ての内容を慎重に検討の上、適切に対応してまいります。

以上